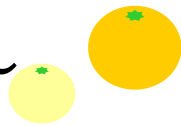


ありだ広域観光ホームページ

～掲載店舗（飲食店・お土産品）募集～



ありだ広域交流協議会では、和歌山県有田地域（有田市・湯浅町・広川町・有田川町）の観光地及びお土産品、イベント等を多くの皆さまにご紹介するため、新たにホームページを作成いたします。

ホームページ内で「飲食店」や「お土産品」情報について観光客の方に紹介するページを設けるにあたり、掲載希望店舗を募集いたします。ぜひご応募ください。

●募集内容

「飲食店」及び「お土産品」について募集します。（ただし、以下の検索カテゴリーに該当するものに限る）

1. 【飲食店】の場合

〔ありだの食材（※地元食材を使った料理を提供している店舗）〕
〔和食・日本料理〕〔洋食・各国料理〕〔カフェ・スイーツ・パン店〕

2. 【お土産品】の場合

〔和洋菓子〕〔農産物〕〔水産物〕〔酒類〕〔工芸品〕〔加工品〕〔道の駅〕
〔産直施設等〕〔その他〕

●募集期間

令和3年9月3日（金）～令和3年11月30日（火）

●応募要件

応募申請するには、以下の要件を満たす必要があります。

- 「飲食店」については、和歌山県有田地域（有田市・湯浅町・広川町・有田川町）に飲食（食事）できる店舗を持つ会社・個人であること。
- 「お土産品」については、①又は②を満たすものであること。
①和歌山県有田地域（有田市・湯浅町・広川町・有田川町）で製造した物を、有田地域内に所在地をもつ店舗で販売を行っている会社・個人であること。
②和歌山県有田地域で製造された商品を集め、有田地域内に所在地をもつ店舗で販売を行っている会社・個人であること。
（例）道の駅、産地直売施設等
- 申し込みや掲載に費用はかかりません。ただし、原則、応募事業者が写真素材を提供すること。
- 上記（3）の写真素材の提供が困難である場合は、写真撮影等の取材にご協力いただくとともに、それに掛かる経費（※）は応募事業者が負担すること。
（※）写真撮影に必要な料理や商品に関する費用は、応募者のご負担にてお願いします。
- 業界における表示義務・製造基準を満たしていること。
- 製造・販売について法令による許可または認可を必要とするものは、当該許可または認可を得ていること。
- 各種関係法令等に抵触しないこと。

☆注意事項

- 当ホームページは、令和4年3月末以降に公開予定です。（都合により変更する場合がございます。）
- 掲載した記事に変更が生じた場合は、速やかに下記の問い合わせ先まで連絡をお願いします。
- 掲載内容に関してお客様とのトラブルがあった場合は、応募事業者が責任をおっていただきますよう、お願いします。
- 応募内容が適切でない場合、掲載することができません。
- その他、上記の要件を満たさない場合等については、掲載することができません。

●お申し込み方法・お問い合わせ先

募集期間内に別紙「掲載申込書」に必要事項を記入し、Eメールによりお申し込みください。

ありだ広域交流協議会事務局（和歌山県有田振興局企画産業課内）

TEL：0737-64-1286 FAX：0737-64-1274

E-mail：e1304162@pref.wakayama.lg.jp